

2025年度進学 国費外国人留学生（高等専門学校留学生）の 奨学金支給期間延長に係る取扱要領

1. 延長申請対象者及び申請区分

本取扱における奨学金支給期間延長申請（以下、「延長申請」）の申請区分・対象者は下記のとおり。

申請区分	対象者
申請区分Ⅶ	現在、高等専門学校留学生として在籍し、2025年4月又は2025年10月等に大学学部3年次に編入学、又は高等専門学校専攻科へ進学する者。

※進学後、日本以外での研究活動（インターンシップ、フィールドワーク等）や休学等を長期間予定している者は対象外。

※ 「当初、高等専門学校留学生として採用となり、現在、高等専門学校専攻科に在籍し、2025年4月又は同年10月等から大学院修士課程に進学を希望する者」に関する延長申請については、「2025年度進学 国費外国人留学生（研究留学生等）の奨学金支給期間延長・特別延長に係る取扱要領」（申請区分Ⅲ－2）に基づいて行うこと。

- （1）延長申請を行う者のうち、本人があらかじめ本国政府、在日公館等の許可を得ておくことが必要な者については、在籍する学校において責任を持って事前に確認することを指導するとともに、その結果の確認を必ず行うこと。
- （2）大学の学部3年次への編入学、又は高等専門学校専攻科への進学の場合、希望先は国立大学2校（第2希望まで）に限ることとする。（大学と高等専門学校専攻科を1校ずつ希望することで2校としても差し支えない。）

なお、申請書に記入した大学・学部又は高等専門学校専攻科以外の学校へ編入学又は進学する場合は、国費外国人留学生としての支援は終了する。

2. 推薦基準

本取扱における対象者の推薦基準は下記①から⑤のすべての基準に合致する者とする。学業成績係数は、本取扱要領別添の「学業成績係数の算出方法」に基づいて算出した数値とする。

- ① 申請時に在籍する高等専門学校での学業成績係数が2.80以上かつ出席率（成績取得可能な時期までの出席で計算すること）が95.0%以上の者。
- ② 大学学部3年次に編入学又は申請時に在籍する高等専門学校の専攻科へ進学する見込みのある者。
- ③ 指導教員から推薦の強い要望がある者。
- ④ 学校長が推薦するにふさわしい人物と認めた者。
- ⑤ 専攻分野の継続性が明確である者。

3. 推薦枠

各高等専門学校1名とする。ただし、その1名の候補者と同等に学力・人物に優れ、

学校として特に推薦したい者がいる場合は、その１名に加えて推薦することができる。
なお、その場合推薦に際しては候補者全員に推薦順位を付すこと。

また、推薦者をすべて採用するというものではなく、推薦状況や予算状況を勘案し、採用人数を決定する。

4. 延長が認められた際の奨学金支給期間

2025年４月又は2025年10月等から大学学部卒業、又は高等専門学校専攻科修了までの
２年間。

※奨学金支給期間の延長が認められるに当たっては、本延長申請に採用され、かつ申請書に記載した大学・学部又は高等専門学校専攻科の入試に合格し進学することが条件となる。

5. 入学検定料及び入学金

奨学金支給期間の延長が認められた場合、進学先の大学又は高等専門学校専攻科にかかる入学検定料及び入学金（以下、「検定料等」）は徴収しない。なお、当該大学等の規程に基づき検定料等が一時的に本人負担となる場合は、その旨及び返還時期について学生に対してあらかじめ十分に説明を行うこと。

一方、延長が認められた者の進学先以外の大学等にかかる検定料等、及び延長が認められなかった者の検定料等は、当該大学等の規程に基づき取り扱うこととなり、本人負担となるため、あらかじめ承知しておくこととともに、学生に対しても十分に説明を行うこと。

6. 奨学金支給停止事項

次の場合には、文部科学省は奨学金の支給を取り止める。また、これらに該当した場合、それまで支給した奨学金の一部又は全ての返納を命じることがある。なお、処分が決定されるまでの間、奨学金の支給を止めることもある。

- ① 申請書類等に虚偽・不正の記載があるとき。
- ② 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
- ③ 日本の法令に違反し、無期又は一年を超える懲役若しくは禁錮に処せられたとき。
- ④ 大学等における学則等に則り、懲戒処分として退学・停学・訓告及びこれらに類する処分を受けたときあるいは除籍となったとき。
- ⑤ 大学等において学業成績不良や停学、休学等により標準修業年限内での卒業もしくは修了が不可能であることが確定したとき。
- ⑥ 「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
- ⑦ 本奨学金との併給が認められていない奨学金（日本政府及び日本政府関係機関拠出のその他奨学金・フェローシップ等）の支給を受けたとき。

※上記以外にも国費外国人留学生として採用された際の募集要項に記載されている「奨学金支給停止事項」に該当した場合は、奨学金支給停止となる。

7. 注意事項

例年、延長申請について国費外国人留学生への周知が十分でない学校があるため、各学校において2025年度に進学する（又は進学を予定している）ため延長申請を要する者を把握するとともに、当該者における申請の意思を確認するなど申請に漏れがないよう十分留意すること。万が一延長申請漏れがあった場合でも、申請期限後の追加の推薦は認めない。

8. 提出書類等

（１）作成する書類

作成が必要な書類名	作成者	指定様式
ア：奨学金支給期間延長申請書	本人	あり（申請書 ファイルA）
イ：推薦者一覧	学校	
ウ：推薦調書	学校	
エ：指導教員の意見書	学校	
オ：学業成績係数が算出できない場合の推薦理由書 （※該当者のみ）	学校	
カ：学習計画書	本人	あり（申請書 ファイルB）
キ：成績証明書	学校	なし
ク：出欠状況証明書	学校	なし

（２）作成方法

- ① 申請書ファイルA（ア～オの様式）及びB（カの様式）を文部科学省ウェブページからダウンロードすること。
- ② 推薦者1名につき「ア、ウ、エ、オ」1シートを作成すること。
- ③ 推薦者が複数名いる場合はシートをコピーし、シート名を推薦順位順に「01」、「02」と付番すること。
- ④ 申請区分毎に「イ：推薦者一覧」を作成すること。
- ⑤ 「エ：指導教員の意見書」には、国費外国人留学生としての延長を推薦するにふさわしい人物であることを具体的に記載すること。具体的説明が不十分の者については、不採用となることがあるので留意すること。
- ⑥ 「カ：学習計画書」は、PDF ファイル形式で提出すること。
- ⑦ 「キ：成績証明書」は、申請時に在籍する高等専門学校で取得可能な最近のものまで提出すること。
- ⑧ 「ク：出欠状況証明書」は、様式任意・A4版で、出欠状況が分かるよう作成すること。出席状況は成績と時期を合わせること。

(3) 内容確認

- ① 「イ：推薦者一覧」に入力されるデータは全て「ア：申請書」又は「ウ：推薦調書」に入力されたデータが転記される。推薦者全員分のデータが間違いなく推薦者一覧に反映されているか確認すること。
- ② 「イ：推薦者一覧」に誤りがある場合は必ず「ア：申請書」又は「ウ：推薦調書」の該当箇所を修正し、「イ：推薦者一覧」に反映させること。
- ③ 例年、「ウ：推薦調書」の推薦順位欄を空欄や同じ順位で提出している学校があるが、推薦者一覧が正しく作成されないので必ず順位を付けて作成すること。

(4) 提出方法

以下のファイルをメールに添付して送信すること。

- | | |
|------------|------------------------------|
| (申請書ファイルA) | ア：奨学金支給期間延長申請書 |
| | イ：推薦者一覧 |
| | ウ：推薦調書 |
| | エ：指導教員の意見書 |
| | オ：学業成績が算出できない場合の推薦理由書 ※該当者のみ |
| (申請書ファイルB) | カ：学習計画書 (PDF) |
| | キ：成績証明書 |
| | ク：出欠状況証明書 |

メール及びファイルの件名は以下のとおり付すこと。

【メール】

「XXXXXX (学校番号) ○○学校 (延長申請)」

(例) 012345 文部科学高等専門学校 (延長申請)

【ファイル】

申請書A：「XXXXXX (学校番号) ○○学校区分○ (申請区分) A」

(例) 012345 文部科学高等専門学校区分ⅦA

申請書B：「XXXXXX (学校番号) ○○学校区分○ (申請区分) △位 (推薦順位) B」

(例) 012345 文部科学高等専門学校区分Ⅶ1 位 B

《送信時の注意》

- (a) 添付ファイルには必ずパスワードを設定のうえ、提出すること。パスワードについては、(独)日本学生支援機構が発出した「2024年度国費外国人留学生に係る事務処理について(通知)」(令和5年6月1日付け学支国奨第347号)にて通知したパスワードを設定すること。
- (b) 申請受付のメールサーバーはメールの容量が 20MB を超える場合には受理できないため、容量がこれを上回る場合にはファイルの圧縮又は複数のメールに分割して送付すること。
- (c) 分割して送信する場合はメールの件名の最後にメール総数及び当該メールが何件目かわかるように入力すること。
(例) 3本のメールに分割して2件目を送信する場合
012345 文部科学高等専門学校 (延長申請) 2/3

9. 提出先及び提出期間

(1) 提出先

テントセント株式会社 国費受付係

メールアドレス：encho2025 (a) tentosento.com ((a)を@に変えて送信すること。)

(2) 提出期間

2025年1月6日(月)～2025年1月21日(火) 必着

《注意》

- ① 提出前に申請書ファイルAの「提出前チェックシート」を用い、不備がないように内容確認を行うこと。
- ② 電子媒体でメールにより提出すること。郵送は受付不可。
- ③ 提出期限以降の書類提出及び差し替えは一切認めない。
- ④ 提出期限後の申請取り下げ、追加申請及び推薦順位繰り上げは認めない。

10. 結果通知

2025年3月上旬を目処に文書にて通知する。申請者本人には応募を取りまとめた学校が通知を行うこととする。

11. 本件照会先

不明な点等がある場合は、下記の文部科学省担当係まで、認識の相違を防ぐため必要事項を整理した上で電子メール (ryuugaku(a)mext. go. jp)にて相談すること。

文部科学省 高等教育局 参事官(国際担当)付 留学生交流室 国費留学生係

E-mail : ryuugaku(a)mext. go. jp ((a)を@に変えて送信すること。)

学業成績係数の算出方法

※下表により「評価ポイント」を算出し、計算式に当てはめて計算する。

区 分	成 績 評 価				
4段階評価		優	良	可	不可
4段階評価		A	B	C	F
4段階評価		100～80点	79～70点	69～60点	59点～
5段階評価	S	A	B	C	F
5段階評価	A	B	C	D	F
5段階評価	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点～
評価ポイント	3	3	2	1	0

《計算式》

$$\frac{(\text{「評価ポイント3の単位数」} \times 3) + (\text{「評価ポイント2の単位数」} \times 2) + (\text{「評価ポイント1の単位数」} \times 1) + (\text{「評価ポイント0の単位数」} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

(注1) 履修した授業について単位制をとらない場合は、単位数を科目数に置き換えて算出する。

(注2) 上表の成績評価にない評価（例えば、「認定」、「合格」など）は対象としないこと。

(注3) 係数に端数が出る場合は、小数点以下第3位を切り捨てること。

(注4) 算出においては、申請時に判明している成績のみを用いること。

(注5) 上表の区分にない評価段階（例えば、「8段階」、「10段階」など）については、当該学生の成績表を発行した大学および現地政府等の公的機関において公式な換算表（100点換算表など）があれば当換算表を用いて学業成績係数を算出すること。公式な換算表がない場合には、学業成績係数が算出不可の場合に従って対応すること。